

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会ホームページバナー広告募集規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が管理するホームページへのバナー広告掲示について必要な事項を定め、社協会員の支援をするとともに、地域福祉活動の活性化を図ることを目的とする。

(利用事業所)

第2条 バナー広告掲示を利用できる事業所は、次のとおりとする。

- (1)社協の会員であること。
- (2)その他社協会長が認めたもの。

2 広告掲示にあたっては、別表1に定める社協「賛助会員」となること。

(広告掲示期間)

第3条 広告掲示期間はバナー広告依頼書（様式第1号）に定める、6ヵ月と12ヵ月を単位とする

2 契約期間が満了する1ヵ月前までに、社協ならび利用事業所から異議がない場合は、さらに契約期間満了の時から1年間自動的に広告期間を継続するものとし、以後も同様とする。

(広告申請手続)

第4条 広告掲示を希望する事業所は、バナー広告申請書（様式第1号）を広告掲示開始希望日の30日前までに、社協へ提出すること。

(利用許可)

第5条 会長が広告掲示の可否について決定した時は、バナー広告許可通知（様式第2号）もしくは、バナー広告不許可通知（様式第2号）により申請者に通知する。

2 同時に複数の事業所より申請があり、バナー広告の掲示可能上限枠に達した場合は、抽選によって会長が決定する。

(広告の大きさ及びデザイン)

第6条 バナー広告の大きさは横 210px×60px でファイル形式は GIF もしくは JPG 形式とする。

2 バナー広告のデザインは原則として申請事業所が作成し、バナー広告デザイン指示書（様式第4号）を社協へ提出すること。

3 バナー広告デザインに変更が生じた場合には、社協バナー広告デザイン指示書（様式第4号）を社協へ提出すること。ただし、デザインの変更はバナー広

告期間継続更新時に限るものとし、特別な理由が無い限り広告期間途中でのデザイン変更は認めない。

(バナー広告の廃止)

第7条 広告掲示を廃止する時は、バナー広告廃止届出書(様式第5号)を社協へ提出すること。ただし、期間途中での廃止による会費返納はしない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年 9月 1日から施行する。

別表1

広告掲示期間	賛助会員(1口2,000円)	会費額
6カ月掲示	3口	6,000円
12カ月掲示	6口	12,000円